

介護保険で よくある質問

問

介護保険は、いつから加入するのですか？

答

介護保険は、高齢者の暮らしを社会全体で支えあう社会保険の制度です。そこで、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）が加入します。

問

介護保険に加入したくないのですが？

答

介護保険は、高齢者の暮らしを社会全体で支えあう社会保険制度です。40歳以上の方全員が加入することとなりますので、ご理解ください。

問

要介護認定の申請はどこすれば良いのですか？

答

役場健康推進課（庁舎1階）で手続き出来ます。65歳以上の方は、介護保険被保険者証をご持参ください。また主治医（かかりつけ医）のお名前が分かるようにして来てください。ご家族の代理申請もできますので、ご相談ください。

問

介護認定は一度認定されたら変わらないのですか？

答

要介護認定は、有効期間が設定されています。

しかし、有効期間中であっても、本人の様子に変化がある場合、見直しを行うことができます（要介護区分の変更申請）。



問

入院中ですが申請できますか？

答

病院に入院している間は医療保険の適用となりますので、基本的には介護保険の申請は必要ありません。

ただし、介護保険適用となる病院（介護療養型医療施設）の場合は、要介護認定が必要となりますので申請してください。

また、退院後すぐに介護保険サービスをご利用になる予定がある場合は、要介護認定が必要となりますので申請してください。

心身が不安定な状態では正しい認定ができませんので、退院の見込みがたち、状態が安定してから申請していただくことをお勧めします。

詳しくは、健康推進課（☎63・3801）までお問い合わせください。



問



お問い合わせは、
（☎63・3805）まで。

下水道への接続は
お済みでしょうか？

下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは、早めに工事をされませう、よろしく願います。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場ホームページで紹介しています。



個人浄化槽を 設置されている方へ

浄化槽の維持管理は

大丈夫ですか？

① 法定検査を受けましょう

法定検査には、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に1回実施する「7条検査」と、毎年1回実施する「11条検査」があります。

この検査は浄化槽が正しく働いているか、きれいな水が流れているかを調べるもので、指定機関へのお申し込みをお願いします。

※「7条検査」「11条検査」は、それぞれ浄化槽法第7条と第11条に規定されている法定検査です。

【検査申込み機関】

公益社団法人
和歌山県水質保全センター
〒640-8032
和歌山市南大工町26（環境会館）
☎073・432・6433
HP <http://wakayama-suiho.or.jp>

② 保守点検を受けましょう

浄化槽は定期的な点検しましょう。保守点検業者は、日高町を営業範囲として、和歌山県に登録されている業者と契約をしましょう。一般家庭の場合は、点検回数は概ね4か月に1回以上（年間3回以上）となります。

③ 清掃をしましょう

清掃は日高町の許可業者と契約して、毎年1回以上実施しましょう。



《ご注意下さい》

浄化槽は適正な維持管理を行わないと水質汚濁や悪臭の原因となるため、浄化槽管理者には法定検査、保守点検、清掃の維持管理を行うよう法律で義務付けられています。

水質の保全および生活環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理に努めましょう。

教育委員会 お知らせ



お問い合わせは、下記まで。
学校教育班(☎63・2038)
生涯学習班(☎63・3812)

青少年健全育成標語 を募集しています!!

日高町青少年総合対策本部、青少年補導連絡協議会、教育委員会主催で、青少年健全育成の一環として標語を募集しています。

■応募資格

町内の小・中学校児童生徒、町内に在住、あるいは在勤されている方

■課題

明るい家庭づくりや地域づくり、あいさつ運動や子どもを守る運動に関したものを、助け合い・仲間作り・ボランティア活動などに関したものを、交通事故防止

や未成年の飲酒・喫煙防止などに関したものを

■応募方法

小・中学校については、学校名・学年・氏名を記入の上、学校に提出してください。

また一般の方は、住所・氏名・電話番号を明記の上、教育委員会教育課生涯学習班(☎63・3812 FAX63・3353)にご提出ください。

※応募作品数に制限はありませんが、共同作品はご遠慮ください。
また、作品は未発表のものに限ります。

■締め切り

平成30年1月31日(水)

■入選発表・表彰

2月中旬

■お問い合わせ先

日高町教育委員会(☎63・3812)